

意見書

平成 21 年 1 月 16 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンク BB 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(しめい) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 20 年 12 月 16 日付け情郵審第 46 号で公告された接続約款の変更案に關し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、「本変更案」という。)に対する意見募集に關し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 接続料金について

(1) ドライカッパ回線

ドライカッパ回線に係る端末回線伝送機能の接続料は上昇傾向にあり、今後も光化が進展する中で稼動回線は減少し、引き続き接続料が上昇していくことが予想されます。この件に関しては昨年度の平成19年及び20年度の実際原価方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等においても接続事業者から様々な意見が出され、これら意見に対し答申において「稼動回線の減少が単金の上昇要因となっているものであり、メタル回線コストはむしろ毎年低廉化傾向であり、…減価償却期間を長期化する等の激変緩和措置は適正原価に基づく接続料設定の原則に反する」等の考え方方が示されました。しかしながら、仮に接続料が上昇し続けた場合、通信事業者が設定するユーザ料金へ影響が及ぶ可能性も否定できず、社会的インフラである通信サービスを利用するユーザにとって不利益となることが考えられます。よって、適正原価に基づき接続料が設定されているから問題ないとするのではなく、接続料の上昇を抑制するような施策や東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(合わせて以下、「NTT 東西」という。)にさらにコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。

(2) 接続専用線

上述したドライカッパ回線と同様ですが、接続専用線に係る端末回線伝送機能及び通信路設定伝送機能に係る接続料についても NTT 東日本殿において接続料が上昇傾向にあり、NTT 西日本殿においても今後上昇傾向に転じることが想定されますので、接続料の上昇を抑制するような施策や NTT 東西殿にさらにコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。

(3) 公衆電話発信機能

公衆電話発信機能に係る接続料は昨年度に引き続き値上がりとなっております。これについて昨年度の平成19年及び20年度の実際原価方式に基づく接続料

等の改定に係る接続約款変更案に対する意見等において「コスト削減を行っているものの、これを上回るトラヒックの減少があったことによるもの」(NTT 東西殿)との意見が寄せられております。またコスト削減については「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成 19 年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について」において、7%を上回る経営効率化を達成しているとの報告がされております。しかしながら公衆電話は、携帯電話の普及等による利用の減少により、営業収入が減少の一途を辿っている状況であり、ユーザが公衆電話に期待する役割も変化してきているものと考えられます。このような状況を踏まえ、まずはIP 時代における第一種公衆電話の在り方について、必要とされる理由・目的や最低限具備すべき機能等、根本的な部分についての議論・整理が行われるべきです。その上で、第一種公衆電話設置の必要性が認められるのであれば、次の段階として、第一種公衆電話の設置基準（どの程度の台数をどの場所に設置すべきか）や、その維持方法（設置主体がどこであるべきか）等の議論を行うべきと考えます。

2. 手続費について

(1) 優先接続手続費

昨年度と比較し、大幅な値上げとなっております（昨年度は 1 変更あたり 0.15 円、本変更案では 56 円。約 370 倍）。当該手続費については、有料登録受付数が大幅に減少しているにも係らず、設備管理運営費等のコストが削減されておらず、効率的なコスト削減が十分にされていないと考えられます。

また、設備管理運営費の内訳は、網改造料算定根拠からは詳細が把握できないため、詳細について開示される必要があると考えます。

なお、今回のような大幅な値上げは、接続事業者にとっては負担費用の予見性確保の観点から問題があると考えます。優先接続手続費を含む一部工事費・手続費においては、「…年度毎のご利用数等の偏在が発生するため…事業者様のご負担に不公平を生ずる可能性がある」（昨年度の NTT 東西殿の意見書）とのことで事後精算制度が残されておりますが、利用数等の偏在の実態を開示いただくとともに、改めて事後精算の廃止を検討すべきと考えます。

(2) 料金回収手続費

本変更案において、料金回収手続費が低廉化の方向で見直されていることについては評価しますが、現在の算定方法では、今後の更なる低廉化にも限界があるものと考えられます。今後は、料率の上昇を抑制するような施策、NTT 東西殿に一層のコスト削減へのインセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。

(3) 料金回収手続費「郵送料」

料金回収手続費の原価について、「請求書作成・発送業務に係る費用」のうち「郵送料」が大幅に上昇しております(昨年度比でNTT 東西殿共に約9%の増加)。特に、NTT 西日本殿では、平成 18 年度 8,440 百万円、平成 19 年度 9,395 百万円、平成 20 年度 10,240 百万円のように毎年、費用が増加している状況にあります。昨年の弊社共意見書（平成 20 年 2 月 14 日付け）にて、「郵送料」の大幅な上昇を指摘したところ、答申において「郵送料は、郵送料総額を請求書と同封物の重量比により案分して算出した請求書分に係る郵送料を計上したもの」「同封物の重量が減少しているため、相対的に請求書への案分額が増加している」との考え方方が示されておりますが、毎年増加している郵送料を更に検証するために、請求書と同封物の重量比について、過去分も含め詳細情報を開示して頂きたいと考えます。

なお、通常、郵便物を発送する場合、例えば、定形外郵便物であれば 50g までが 120 円、100g までが 140 円（郵便事業株式会社ホームページ http://www.post.japanpost.jp/fee/simulator/kokunai/one_two.html）で、50g の重量差が郵便料金に与える影響は僅か 20 円であり、郵便料金の大半は郵便物発送そのものに係る基本的な料金が大半を占めているものと思われます。このため、郵送料を請求書と同封物の重量比のみに基づき費用案分する現在の計算方法は必ずしも適切ではないと思われ、算定方法の見直しについても検討が必要と考えます。

料金回収手続費 原価				単位：百万円			
	NTT東日本			NTT西日本			増減 (%)
	H19	H20	増減 (金額)	H19	H20	増減 (金額)	
請求書作成・発送業務に係る費用	14,548	14,982	434	3.0%	16,902	17,583	681 4.0%
業務費用（人件費・物件費）	6,639	6,333	▲ 306	-4.6%	7,507	7,343	▲ 164 -2.2%
郵送料	7,909	8,649	740	9.4%	9,395	10,240	845 9.0%

	NTT東西合計			
	H19	H20	増減 (金額)	増減 (%)
請求書作成・発送業務に係る費用	31,450	32,565	1,115	3.5%
業務費用（人件費・物件費）	14,146	13,676	▲ 470	-3.3%
郵送料	17,304	18,889	1,585	9.2%

※各年度における「その他費用の算定根拠」（NTT 東日本・NTT 西日本）より作成

3. 回線管理運営費

本変更案において提示されている、サービス別の回線管理運営費において、光ファイバの単金に関し、昨年度に続き NTT 東西殿で大きな乖離が生じております（昨年度

はNTT 東日本殿が 140 円、NTT 西日本殿が 397 円で乖離額は 257 円、本変更案では NTT 東日本殿が 131 円、NTT 西日本殿が 322 円で乖離額は 191 円)。これについて昨年度の平成 19 年度及び 20 年度の実際費用方式に基づく接続料等の改定に係る接続約款変更案に対する答申においては、「NTT 東西間で、契約者データベース管理について、業務効率化のために実施した機能拡充の仕様及び開発時期等が異なることによるコスト差と稼動回線数の相違に起因しているもの」との考え方が示されておりますが、NTT 東西殿の事業者説明会及び網使用料算定根拠においての情報だけでは具体性がなく十分ではないと考えるため、詳細な機能の違い等の情報開示を行っていただき、NTT 東西殿間でのヤードスティック競争を更に促進させる必要があると考えます。

4. 貸倒損失の接続料原価への算入について

「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成 19 年 3 月答申) では、「貸倒損失の接続料原価への算入にあたっては、NTT 東西が適切なリスク管理を行うことを前提として、それにも拘わらず発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入することが適當」、とされておりますが、接続約款等に定めるリスク管理が適切に実施されたのかについて接続事業者が確認できないため「財務状況」等の確認その他、リスク管理が適切に実施されたのかを確認できることが必要と考えます。

5. 法定耐用年数について

平成 20 年度の税制改正において、デジタル交換設備 (IP 系設備を除く) 及び蓄電池設備等の法定耐用年数がそれぞれ 6 年から 9 年、6 年から 8 年に長期化されています。これら設備の耐用年数については、NTT 東西殿の接続事業者向け説明会においても「6 年で設備が利用できなくなるわけではない」(NTT 東西殿) とのご説明があつたところであり、耐用年数を 8 年又は 9 年に延ばしたほうがより使用実態に近づくことになります。従って、今年度は平成 19 年度実績に基づくため従前の 6 年の耐用年数となります。来年度の接続料算定においては、こうした耐用年数の長期化が適正に図られるべきと考えます。

尚、耐用年数の見直しに際しては、耐用年数変更による償却費合計額の相違などが発生することは当然のことながら認められず、減価償却を終了した設備コストの取り扱い等が適正になされることが必須と考えます。

6. 今後の接続料算定について

IP 化の進展に伴い、旧来の非 IP 系サービス (いわゆるレガシーサービス) に係る接続料が上昇傾向に転じ始めております。IP 化が進展しているとはいえ、レガシー・サービスが相当数利用されている現状を考慮すると、接続料の値上げの影響は大きい

といえます。この傾向が続いた場合、NTT 東西殿利用部門を含む通信事業者が設定するユーザ料金へ影響が及ぶ可能性も否定できず、社会的インフラである通信サービスを利用するユーザにとって不利益となることが考えられます。

加えて、現在の経済不況を考慮すれば、より低廉な接続料が設定される必要性が高まっており、接続料が低減化できれば、通信事業全体の需要の拡大と発展につながるものと考えます。このような市場へ与える影響や、百年に1度と言われている現在の経済不況といった特殊事情等を加味し、従来の議論を超えた NTT 東西殿の接続料の低廉化の方策に関する議論を早急に開始していただきたいと存じます。

以上